

シュローダー・ツーシグマ・ ダイバーシファイド・ファンド

追加型投信／海外／資産複合／特殊型(絶対収益追求型)

Schroder
Two Sigma
Diversified Fund

商品分類				属性区分					
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	海外	資産複合	特殊型 (絶対収益追求型)	その他資産 (注)	年1回	北米	ファミリー ファンド	なし	絶対収益 追求型

(注)投資信託証券(資産複合(株式、債券、通貨、その他資産(デリバティブ)))

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行う、シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・ファンドの募集については、発行者であるシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月15日に関東財務局長に提出し、2025年8月16日にその届出の効力が生じています。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

設立:1991年12月20日

資本金:4億9千万円(2025年5月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:約4,125億円(2025年5月末現在)

グループ会社全体の運用総額:7,787億英ポンド(約153兆円)

(2024年12月末現在、1英ポンド=196.82円換算)

照会先

□ <http://www.schroders.co.jp/>

📞 03-5293-1323 [受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで]

■ ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。

■ ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

■ ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。

■ 請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

野村信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

主として米国の株式および株式関連証券等に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。

■ ファンドの特色

1 世界有数のヘッジファンドであるツーシグマ^{*1}が実質的な運用を行い、定量モデル運用において高度な専門性を活用します。

*1 米ドル建て外国投資証券シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券(以下、主要投資対象ファンド)の運用を行なうツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピーとその関連会社を指します。

2 「米国株式マーケット・ニュートラル戦略」により、市況に捉われずに収益の獲得を目指します。

- 上場株式等の買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)を組み合わせ、市場全体の動きに対する影響度をできる限りゼロに近づけることにより、市場全体の騰落率に大きく左右されずに収益を確保することを目指す投資手法です。
- 本投資戦略による投資対象は、米国の株式および株式関連証券等です。

3 主要投資対象ファンドは、シュローダーが設定したヘッジファンド・プラットフォーム「Schroder GAIA」^{*2}を通じて提供され、シュローダーの厳格かつ重層的なリスク管理能力が活用されています。

*2 Schroder GAIAとは、シュローダー・グループがヘッジファンドを選定し、管理、提供するルクセンブルグ籍外国投資法人を指します。

4 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

※上記①～③については、ファンドが実質的に投資する主要投資対象ファンドの内容を含みます。

ツーシグマにおける
ポートフォリオ構築プロセス

投資対象のデータをインプット

投資対象となる銘柄の財務データや市場価格、オルタナティブ・データを定量モデルにインプットし分析

定量モデルを用いてポジション等を決定

投資対象の期待値を算出し、これを基に買建て(ロング)または売建て(ショート)のポジションおよびポジション量を決定(最適化)

売買の執行

取引による価格への影響(マーケット・インパクト)等を考慮して効率的に売買を執行

ポートフォリオ構築

ツーシグマおよび
シユローダー・グループによる
重層的なリスク管理

ツーシグマ
(投資運用会社)
によるリスク管理

- ・発注前のコンプライアンス・チェック
- ・日次でのリスク指標管理
- ・リアルタイムでの投資ガイドラインおよびリスク量のモニタリング

ファンド管理会社
(シユローダー・グループ)
によるリスク管理

- ・ファンド設定時の詳細なオペレーションの精査
- ・取引執行後のコンプライアンス・チェック
- ・デリバティブ取引における日次でのカウンターパーティー・リスク、流動性、エクスポージャー、Value at Riskのモニタリング
- ・四半期毎にファンド取締役会に報告
- ・年次のデューデリジェンス

オルタナティブ投資の
専任チーム
(シユローダー・グループ)
によるリスク管理

- ・投資運用の精査
- ・日次で投資ガイドライン、スタイル・ドリフト(運用スタイルの変化)、エクスポージャー、パフォーマンスをモニタリング、ストレス・テストの実施
- ・月次のリスク管理会議
- ・月次の投資委員会
- ・四半期毎にファンド取締役会に報告

※上記はシユローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド(以下「マザーファンド」)の投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シユローダー GAIA ツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」にかかるツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピー(投資運用会社)とシユローダー・インベストメント・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ(ファンド管理会社)の運用体制です。

※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

■ ツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピーの概要

ツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピー(Two Sigma Advisers, LP)は、米国を拠点とするリミテッド・パートナーシップで、定量モデル運用において高度な専門性を有する世界有数のヘッジファンドです。

2009年に投資顧問業務を開始し、米国証券取引委員会に投資顧問業者として登録され、米国従業員退職所得保障法(1974年)に基づく適格専門投資運用会社(QPAM)として運営されています。



資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

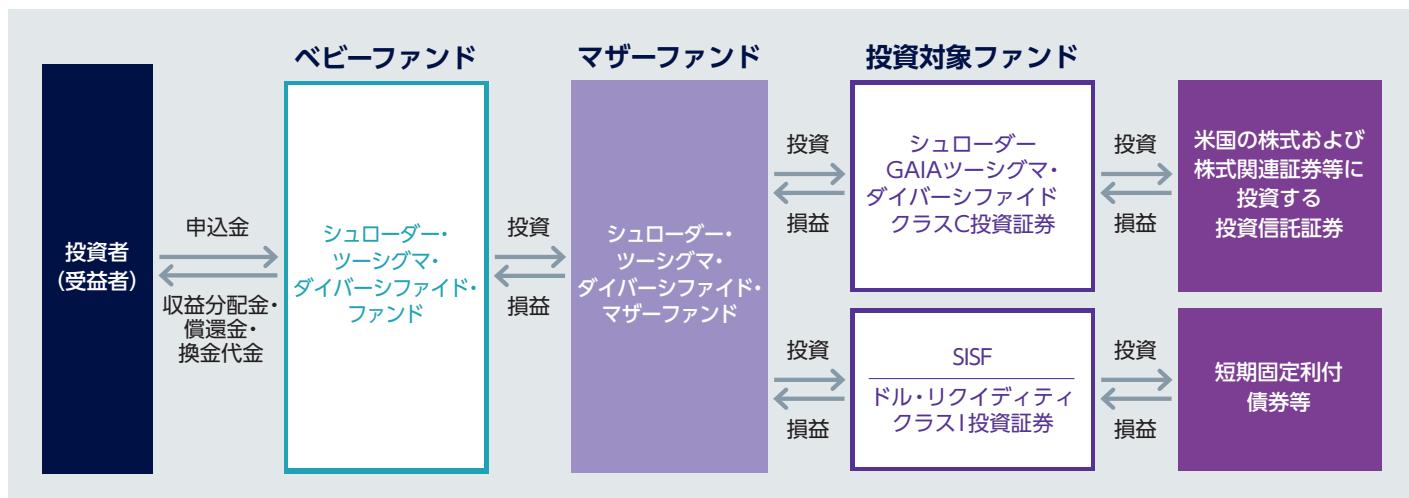
ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

マザーファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

- **投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)**
主として米国の株式および株式関連証券等に投資する投資信託証券
「シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」
- **投資比率が低位に保たれる投資信託証券**
主として短期固定利付債券に投資する投資信託証券
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド* ドル・リクイディティ クラスI 投資証券」

*「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド」を以下「SISF」という場合があります。



※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの直接利用は行いません。

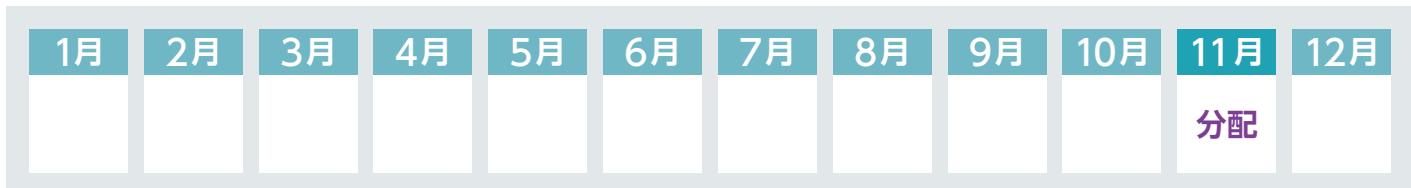
※「直接投資」とは、マザーファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資をいいます。

また「実質投資割合」とは、マザーファンドにおける投資割合をいいます。

分配方針

年1回の決算時(原則11月15日。休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。なお、分配を行わないことがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

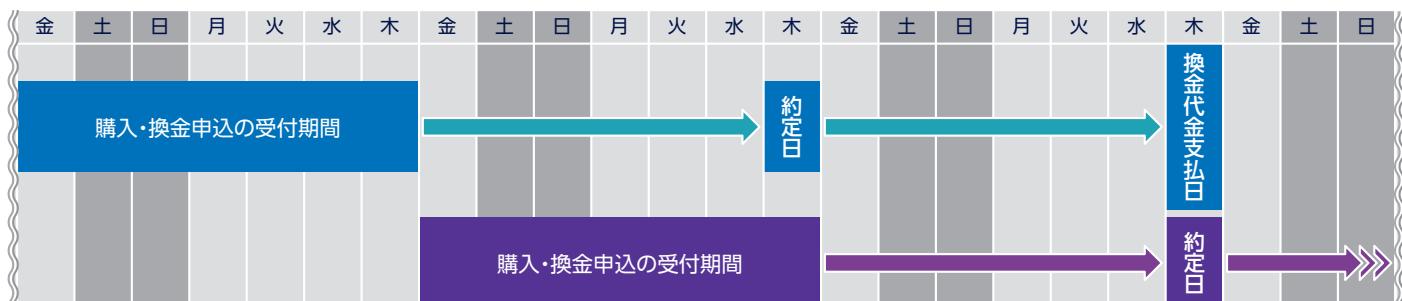
購入・換金申込受付について

購入・換金申込の受付期間	■各受付期間は原則、毎週金曜日から翌週の木曜日までとします。 ■約定日毎に購入・換金申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。
約定日	■原則として各受付期間の最終日から起算して6営業日目(各受付期間の最終日を1営業日目として起算)
購入・換金申込不可日	■国内の休業日 ■以下の(1)から(4)のいずれかの場合に該当する場合、各受付期間中(各週*の前週の金曜日から各週の木曜日まで)の各日 *各週とは各受付期間の最終日が属する週をいいます。以下同じ。 (1)各週の木曜日(各受付期間の最終日)が国内の銀行休業日に該当する場合 (2)各週の金曜日(各受付期間の最終日の翌日)から翌々週の月曜日までの間ににおいて2日以上が国内の銀行休業日(土曜日および日曜日を除く。)に該当する場合 (3)各週の金曜日(各受付期間の最終日の翌日)、翌週の月曜日もしくは火曜日のいずれかが主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合 (4)各受付期間の最終日が属する週の翌週の水曜日から翌々週の木曜日までの間ににおいて4日以上が主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合

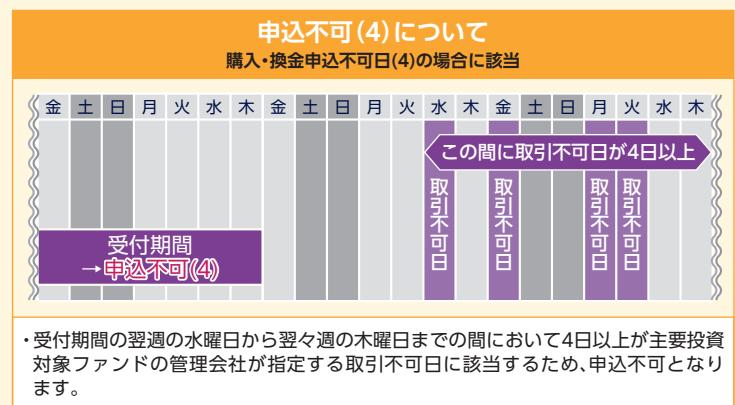
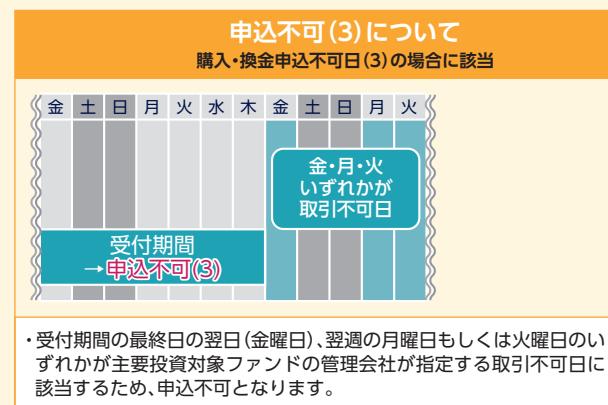
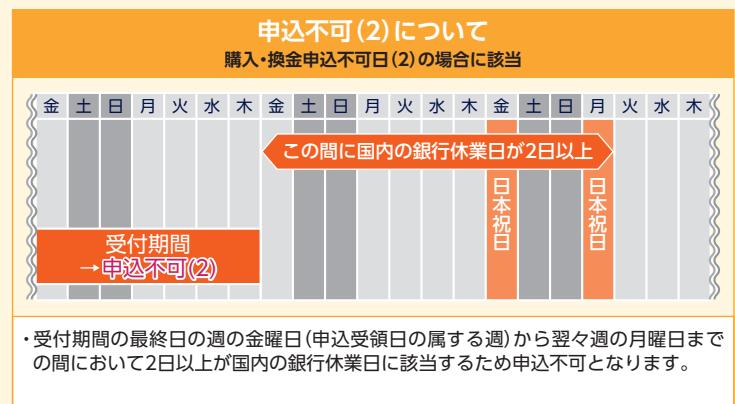
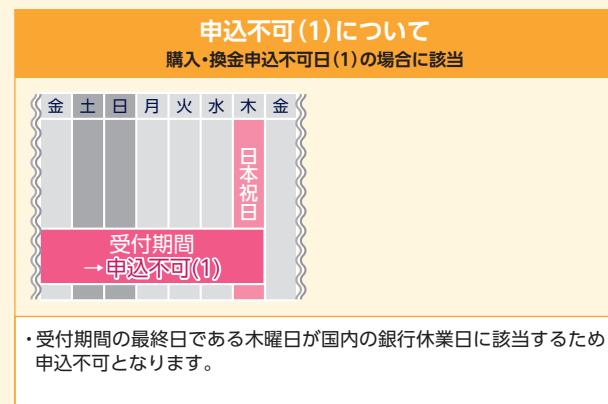
■ 基本的な例 購入時の例:受付期間に購入の申込みをいただいたお客様は、約定日における基準価額での約定となります。

約定日は各受付期間最終日から起算して6営業日目になります。

換金時の例:受付期間に換金の申込みをいただいたお客様は、約定日における基準価額での約定となり、換金代金支払日以降に換金代金をお支払いいたします。(換金代金の支払いは原則として約定日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。)



■ ファンドの購入・換金申込不可日がある場合の例



※上記は一例ですので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

価格変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、経営・信用状況、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

株式マーケット・ ニュートラル戦略に 関するリスク

主要投資対象ファンドにおいては、現物有価証券、先物取引や為替予約取引等の買建てや売建てを行うため、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資対象ファンドの純資産総額を上回る買建て、売建てを行った場合、レバレッジがかかった状態となり、基準価額が大きく変動する要因となります。投資対象ファンドは、先物取引等の買建てあるいは売建てを構築することで市場動向によらずに収益の獲得を目指すため、パフォーマンスは投資運用会社の能力に依存し、市場動向に関わらず収益が得られなかったり、損失が発生する可能性があります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。また、主要投資対象ファンドにおいても、資産のより効率的な運用を目的として積極的に為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。

デリバティブ 取引のリスク

主要投資対象ファンドにおいては、デリバティブ(先物、オプション、スワップ等の金融派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産(証券、金利、通貨、指数等)の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク(取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと)により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体の財務状況の悪化、経営不振、またはそれが予想された場合、その他、信用度に関する外部評価が悪化した場合、組入有価証券等の下落要因となります。

組入有価証券等の発行体が債務不履行に陥った場合、投資元本が回収できなくなる可能性が高くなります。これらの要因により組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

流動性に関する リススク

証券やその他の投資対象商品を売買するにあたって、その市場規模や取引量が小さい等の流動性が低い市場で取引することとなった場合、本来想定される投資価値とは乖離した低い価格水準での売買となったり、適時に売買できなかったりする等して、不利な取引となる可能性があります。この場合には、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、流動性リスクの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

■ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[定量モデルを用いた運用手法に関する留意事項]

主要投資対象ファンドにおいては、投資運用会社独自のテクノロジーまたはライセンスを受けたテクノロジーのほか、特定の定量的投資戦略(定量モデル)を使用します。市場環境の変化等を受けて定量モデルは更新され、使用するテクノロジーやビッグデータも変更されますが、テクノロジーや戦略が機能しない時などには、これらに依存しないファンドよりも、ファンドの投資目的を達成しようとする投資運用会社の能力に重大な影響を与える場合があります。

[流動性リスクに関する留意事項]

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

[繰上償還に関する留意事項]

主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還させることができます。

[ファミリーファンド方式に関する留意事項]

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴なう組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

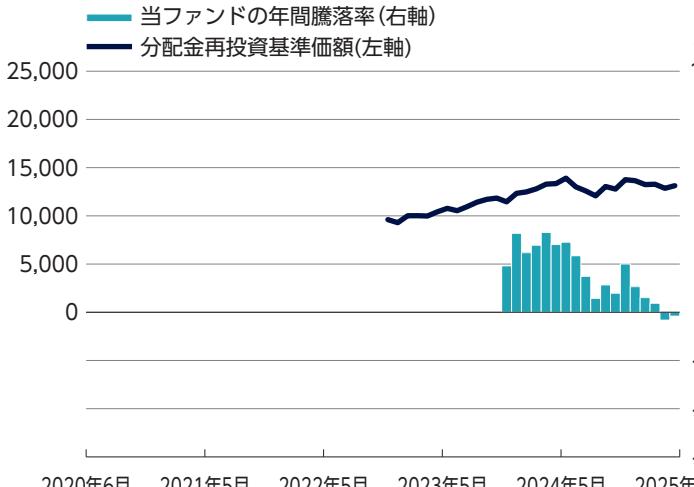
リスクの管理体制

- 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について隨時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。
- 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを隨時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年6月末～2025年5月末



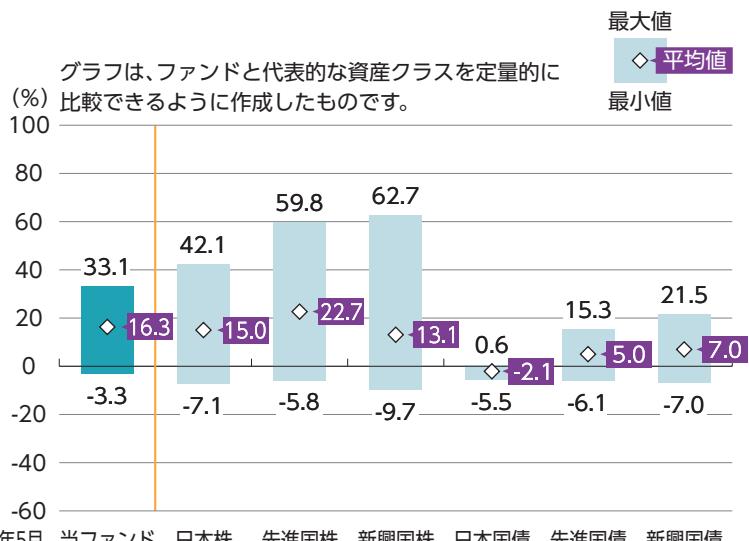
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、2023年12月から2025年5月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年6月末～2025年5月末



グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

最大値
平均値
最小値

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2020年6月から2025年5月の5年間(当ファンドは2023年12月から2025年5月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指標

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株 … MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債 … NOMURA-BPI国債
先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指標やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものではありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

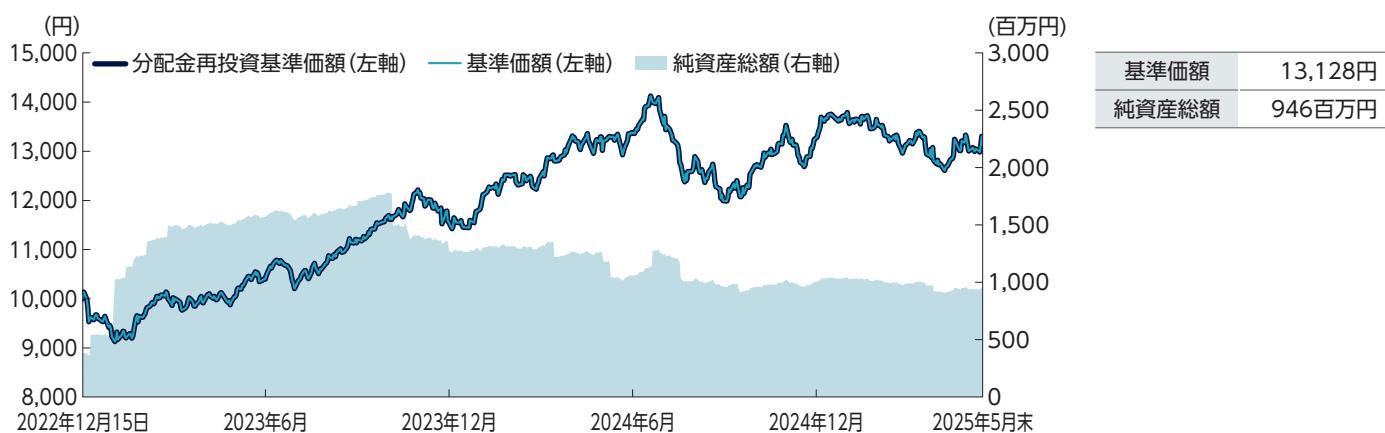
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

■ 基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日:2022年12月15日

■ 分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2023年11月	2024年11月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

■ 主要な資産の状況

■ 資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC 投資証券	投資証券	96.39
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI 投資証券	投資証券	0.00

※投資比率はマザーファンドにおける純資産比です。

■ 株式規模別構成比

	ロングポジション	ショートポジション	ネットポジション
大型株	120.5%	- 123.9%	- 3.4%
中型株	22.6%	- 21.7%	0.9%
小型株	9.4%	- 4.4%	5.0%

■ 業種別構成比

	業種	ロングポジション	ショートポジション	ネットポジション
株式	情報技術	37.6%	- 25.8%	11.8%
	ヘルスケア	24.5%	- 19.2%	5.2%
	金融	22.7%	- 20.4%	2.3%
	一般消費財・サービス	17.8%	- 24.7%	- 6.8%
	資本財・サービス	16.6%	- 18.0%	- 1.4%
	コミュニケーション・サービス	12.0%	- 11.4%	0.6%
	生活必需品	7.8%	- 13.5%	- 5.8%
	素材	5.7%	- 6.2%	- 0.5%
	エネルギー	4.8%	- 6.2%	- 1.4%
	公益事業	2.9%	- 3.1%	- 0.2%
	不動産	0.1%	- 1.6%	- 1.4%

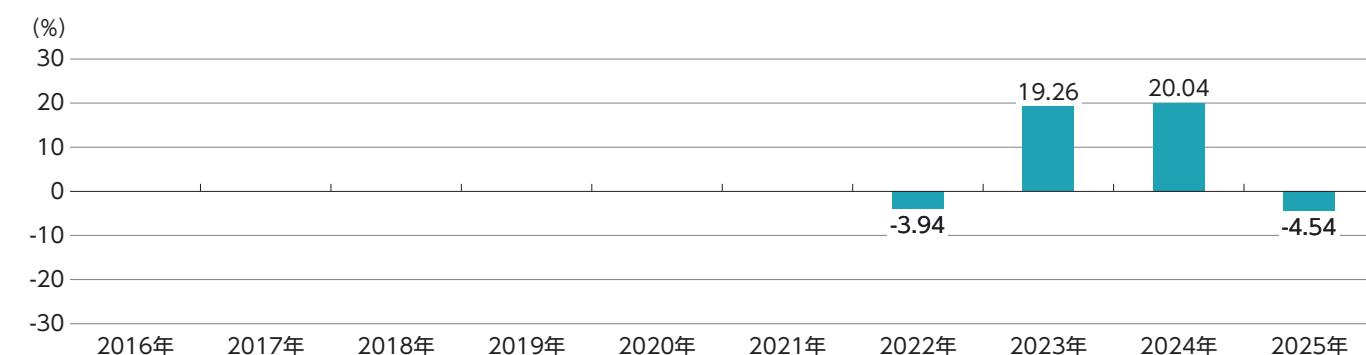
※すべての業種が掲載されていない場合があります。

※株式規模別構成比率および業種別構成比は、マザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド」(◆)の組入状況です。

◆「シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」のマスターファンドを指します。

※業種は、GICS(世界産業分類基準)の分類、記載されている構成比を示す比率は、マスターファンドにおける純資産比です。

■ 年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2022年12月15日が設定日のため、2021年以前の実績はありません。2022年は12月15日から12月末までの騰落率です。

2025年は1月から5月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、金額指定での申込みのみの受付けとなり、口数指定での申込みは受付けません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	約定日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	約定日の基準価額とします。
換金代金	原則として約定日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込の受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ■各受付期間は原則、毎週金曜日から翌週の木曜日までとします。 ■約定日毎に購入・換金申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。
約定期日	<ul style="list-style-type: none"> ■原則として各受付期間の最終日から起算して6営業日目(各受付期間の最終日を1営業日目として起算)
購入の申込期間	2025年8月16日から2026年2月17日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込日不可	<p>申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受付けません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国内の休業日 ■以下の(1)から(4)のいずれかの場合に該当する場合、各受付期間中(各週*の前週の金曜日から各週の木曜日まで)の各日 *各週とは各受付期間の最終日が属する週をいいます。以下同じ。 <ul style="list-style-type: none"> (1)各週の木曜日(各受付期間の最終日)が国内の銀行休業日に該当する場合 (2)各週の金曜日(各受付期間の最終日の翌日)から翌々週の月曜日までの間において2日以上が国内の銀行休業日(土曜日および日曜日を除く。)に該当する場合 (3)各週の金曜日(各受付期間の最終日の翌日)、翌週の月曜日もしくは火曜日のいずれかが主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合 (4)各受付期間の最終日が属する週の翌週の水曜日から翌々週の木曜日までの間において4日以上が主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	<p>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受けた申込みの受付けを取り消すことがあります。</p> <p>*投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等</p>
信託期間	2032年11月15日まで(2022年12月15日設定)
繰上償還	受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年11月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「ツーシグマダ」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	約定日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) を上限 として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率0.638% (税抜0.58%)**。

運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

	配分(年率/税抜)	役務の内容
運用管理費用 (信託報酬等)	委託会社 0.15%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
	販売会社 0.40%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
	受託会社 0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
	投資対象ファンド (投資運用会社) 1.40%* +成功報酬**	主要投資対象ファンド「シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」に係る運用管理費用 *消費税等はかかりません。 **主要投資対象ファンドの計算期間末(9月30日)における主要投資対象ファンドの1口当たり純資産価額(成功報酬引当金控除前)がハイ・ウォーターマーク(前期の計算期間末における主要投資対象ファンドの1口当たり純資産価額(成功報酬引当金控除前))を超えた場合、超過部分の20%が成功報酬として計算期間の翌月に支払われます。
その他の費用・ 手数料	実質的な 運用管理費用 (信託報酬等) 税込2.038% (税抜1.98%) +成功報酬	※成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。
	当ファンド	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.11% (税抜0.10%) を上限 とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
	主要投資対象ファンド	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。
		外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.43%程度(実績値) を上記の費用・手数料の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することができます。

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

税 金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

参考情報

ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	3.36%	内容
①運用管理費用の比率	0.63%	ファンドの信託報酬
②その他費用の比率	2.73%	ファンドのその他費用および投資対象ファンドにおける費用
ファンドのその他費用	0.10%	ファンドの法定書類作成等に要する費用、監査費用等
投資対象ファンドの運用管理費用の比率	2.24%	投資対象ファンドの運用管理費用
投資対象ファンドの運用管理費用以外の比率	0.39%	外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用、監査費用等(実績値)

※対象期間は2023年11月16日～2024年11月15日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を対象期間の平均受益権口数に運用報告書作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた比率(年率)です。これらの値はかかる前提条件で算出した参考値であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※ファンドの費用と投資対象ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※投資対象ファンドの費用については、投資対象ファンドの管理会社が発行する年次報告書(アニュアル・レポート)の記載に基づきます。

※詳細および最新の状況につきましては、ファンドの直近の運用報告書にてご確認ください。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

2025年5月末現在における投資対象ファンドの概要です。

※投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

※今後、記載内容が変更となることがあります。

ファンド名	シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／米ドル建て	
主な投資対象	米国の株式、株式関連証券	
運用の基本方針 および主な投資制限	<p>米国の株式、株式関連証券に投資することにより、手数料控除後にプラスのリターンを提供することを目指します。</p> <p>※欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に準拠して分散投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">■ファンドはアクティブ運用され、資産の75%以上を米国の株式および株式関連証券ならびにこれらの商品に投資する投資ファンドに直接またはデリバティブを通じて間接的に投資します。■投資運用会社は、モデル駆動型の投資アプローチを実行する精巧なコンピューターシステムを使用して元本成長の提供を目指します。■ファンドは、米国株式マーケット・ニュートラル戦略により運営します。■米国株式マーケット・ニュートラル戦略は、株式市場で過小評価されている株式と過大評価されている株式の買建てと売建てを組み合わせることによって利益を追求します。■ファンドは、投資利益の達成、リスクの軽減(金利および通貨リスクの管理を含む)または資産のより効率的な運用を目的として、買建て売建てと共にデリバティブ(トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む)を幅広く使用します。■ファンドがトータル・リターン・スワップと差金決済取引を使用する場合の原資産は、ファンドの投資目的と投資方針に従って直接投資する可能性のある商品やインデックスで構成されます。■特にトータル・リターン・スワップおよび差金決済取引は、買い建て売り建てのエクスポージャーを得るため、または株式および株式関連証券のエクスポージャーをヘッジするためを使用されます。■トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引のグロス・エクスポージャーは資産の130%を超える、資産の60%から120%の範囲に収まる見込みです。状況によっては、この比率が高まる場合があります。■買建て売建てを組み合わせた場合、ファンドは買越し(ネット・ロング)または売越し(ネット・ショート)になる場合があります。■ファンドは、投資目的を達成するため、資金管理のため、もしくは不利な市況に備えて、現金を保有し、短期金融資産および現金以外の流動資産に投資することができます。■ファンドは、資産の最大10%をオープン・エンド型投資ファンドに投資することができます。■ファンドは運用残高に上限が設けられることがあります、そのため、ファンドまたは一部のシェア・クラスは、追加設定またはスイッチングの受付けを止めることができます。	
投資運用報酬	年率1.40% (消費税等はかかりません)	
成功報酬	ファンドの計算期間末(9月30日)におけるファンドの1口当たり純資産価額(成功報酬引当金控除前)がハイ・ウォーターマーク(前期の計算期間末におけるファンドの1口当たり純資産価額(成功報酬引当金控除前))を超えた場合、超過部分の20%が成功報酬として計算期間の翌月に支払われます。	
その他費用	ファンドの純資産総額に対して年率0.43%程度(実績値)を保管報酬、弁護士費用および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用状況等によって変動することがあります。	
決算日	9月30日	
設定日	2016年8月24日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)エス・エイ
	投資運用会社	ツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピー
	保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

ファンド名	シユローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラス I 投資証券
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／米ドル建て
主な投資対象	米ドル建ての短期金融資産
運用の基本方針 および主な投資制限	<p>ファンドはアクティブ運用され、主として米ドル建ての短期金融資産(S&P グローバル・レーティングによる投資適格以上あるいは管理会社の内部格付調査において取得した他社同等格付以上)への投資を通じて、流動性の確保と元本の保全を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること(付随する金融商品を考慮にいれる)、もしくは採用金利が少なくとも市況に応じて年次で調整され残存期間が2年以内であるものを前提とします。</p> <p>※元本の保全と流動性の確保を保証するものではありません。</p> <p>※欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に準拠して分散投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■為替変動リスクおよび金利変動リスクのヘッジのため、デリバティブ取引を活用することがあります。 ■現金を保有し、金融機関へ預金することがあります。
ベンチマーク	ターゲット・ベンチマークはありません。
投資運用報酬	ありません。
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.05%程度(実績値)を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。
決算日	12月31日
設定日	2002年7月4日
ファンドの関係法人	管理会社 シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)エス・エイ
	投資運用会社 シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク
	保管会社 J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

シュローダー・グループ

- 1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は約**153兆円*** (7,787億英ポンド)に上ります。
- **1870年**(明治3年)、日本政府が初めて発行した国債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅一横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- **1974年**、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

2024年12月末現在。*1英ポンド=196.82円換算。

MEMO



Schroders

シュローダー・インベストメント・マネジメント



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。